

センターが加入している賠償責任保険説明

センターでは受託事業並びに独自事業の業務従事中に発生した事故により誤って第三者を死傷させた場合や、第三者の財物を破損した場合に関わる損害賠償や訴訟費用を約款に定める額を最高限度額に支払うものです。

(但し、保険法上の定めにもより、車両及び船舶による事故については、一切この賠償保険の対象とならない)

(また、会員同士は第三者扱いにならないため、会員間に起こった事故についても、一切この保険の対象とならない)

【賠償額】

◎ 身体賠償は1名につき、3,000万円を限度に、1事故につき1億円を限度に支払う

◎ 財物賠償は1事故につき1,000万円を限度に支払う

(但し、財物賠償事故により、契約保険会社の免責費用1万円が生じた際の1万円の負担は、事故を起こした会員か、その職群班で負担する)

【賠償保険対象外】 下記の事由での事故は賠償保険対象外となります

◎ 故意又は重大な過失及び犯罪、薬物の使用などが原因による事故

◎ 仕事のミスによって、材料を使用不可能とした場合の材料代

◎ 車両、船舶が関わる全ての事故

◎ 会員同士間で起こった全ての事故

【賠償保険対象外の処理】

◎ 賠償保険対象外下で起こった事故並びに賠償限度額を超えた賠償金等の処理は、全て事故を起こした会員の自己責任で対処する